

No	同意事項一覧表（「教育・保育給付認定」現況確認用）
1	支給認定を受けなければ、教育・保育施設の利用はできません。教育認定と保育認定で、申込みに必要な手続きが異なります。ご確認の上、お申込みください。
2	申込み後、家庭の状況(就労状況・住所変更・妊娠出産等)に変更があった場合や、入園の意思がなくなった場合、入園要件を満たさなくなった場合は速やかにご連絡頂き、所定の手続きをお願いします。
3	「3号認定の利用者負担額(保育料)」並びに「2号認定の副食費の徴収免除」の算定は、父母の収入等の状況に基づき、住民税額から算定を行います。未申告等により住民税額が不明の場合には、最大階層での判定(保育料であれば69,000円、副食費の徴収免除判定では徴収対象)になります。未申告の場合には速やかに申告し、申告が済み次第、児童福祉課保育グループへ連絡をお願いします。 税の更正が分かった翌月から、更正された税額による算定を行います。
4	「3号認定の利用者負担額(保育料)」並びに「2号認定の副食費の徴収免除」の算定において、父母の年収合計が103万円未満の場合は、同居の祖父母のうち収入額が高い方を含み、合算して算定します。世帯分離している場合でも、同居（住所の枝番違い）と判断した場合には合算して算定します。
5	施設利用においては、市が定める利用者負担額(保育料)の他に、絵本教材費・行事費・保護者会費等の自己負担頂く費用があります。詳細は各施設にご確認下さい。また、費用の徴収名目は各施設で定めています。上記の費用を「保育料」として徴収している施設もございますので、各施設にご確認下さい。
6	各施設のきまりを守ってご利用ください。
7	申込み内容に虚偽の事項や申告しなかった事項があった場合には、内定を取り消し、利用後に明らかになった場合は施設を退園となります。
8	保育標準時間の認定を受けた児童は最大11時間、保育短時間の認定を受けた児童は最大8時間の利用が可能です。それぞれ利用できる範囲で、保育が必要な時間に応じて利用してください。施設ごとに利用時間が異なりますので、各施設の時間をご確認の上、申込みください。
9	利用者負担額(保育料)は毎月指定期日までにお支払い下さい。公平を保つため、きょうだい分の利用者負担額(保育料)に未納がある方は必ずお支払いしてから申込みください。
10	市に納める利用者負担額(保育料)に滞納があり、市から児童手当を受給している場合、児童手当を窓口払いとします。
11	市に納める利用者負担額(保育料)に滞納があり、督促・催告等を行っても納付が無く、ご相談もない場合は、預貯金や給与、財産差し押さえ等の対象となります。